

## 入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分)

2025年4月1日より、食事療養標準負担額が変わります。

食材費等の高騰等を踏まえ、入院時の食事療養費の自己負担額が変更となります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき240円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	変更なし

(注1)所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

(注2)流動食のみ提供する場合は除きます。

(注3)公費医療(難病)等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険(国保)、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合)の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

### お問い合わせ先

大洲中央病院 医事課

電話番号 0893-24-4551(代表)